

令和6年1月4日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
岸本産業株式会社	北海道札幌市中央区北1条西20-3-25

2 指名停止の期間 令和6年1月5日から令和6年1月18日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

岸本産業株式会社が石狩森林管理署から受注した幌武意地区治山工事請負契約において、令和5年11月24日、下請事業者の作業員が最高斜度70度の斜面を落差約90m程度落下する負傷事故が発生した。

小樽労働基準監督署は、元方事業者として関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていないことが労働安全衛生法違反であるとして、岸本産業株式会社に対し是正勧告書を交付した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）